

徳島県情報公開審査会答申第107号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年2月1日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「検査指導課でレベル指定された土地改良区に係る事項で県（担当課）が実施した業務報告書（H19年度以後～現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年2月15日、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにすることにより非公開情報であるレベル指定された団体名が特定されるため、条例第8条第2号の非公開情報を公開することとなることを理由に、存否の応答を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年2月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年3月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 土地改良区は、設立解散に知事の許可を必要とする一種の公共組合である。土地改良区のある地区で、土地改良法第3条に規定する資格をもつ者は、組合員となる

ことが強制されている。組合員には賦課金，一般住民には協力金が課せられているが，滞納者に対しては，公的権限が負荷されている。本来，土地改良区は適正且つ公平であることが必要である。

- (2) 土地改良区は組合員及び地域内の一般住民や施設管理者に対しても閉鎖的で，土地改良法第29条に基づき書簿の閲覧及び台帳の情報開示を求めても，公開拒否するありさまである。
- (3) 県は「請求対象公文書を明らかにすることで，レベル指定された団体名が特定されるため」としているが，各団体数は土地改良区が約130団体あり，農協は50団体，漁協組合30団体以上あり，特定されるという理由はおかしい。
- (4) 県の検査結果に係る公開拒否決定処分は理解できない。法令遵守及びコンプライアンスの観点からも，全て非公開にするのは到底認められない。
- (5) 県は検査報告書に基づく文書として作成したものであり，そこから導かれた回答である以上，その審査内容が正しいか，法令遵守の建前から公にする必要がある。
- (6) 県は過去の検査状況等において，〇〇〇〇の事実を確認しながら，その事実を隠している。本来，監督官庁として各団体を監督指導し，公益法人の管理運営を指導する立場でありながら，その公益法人の指導内容情報を隠す行為は認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると，本件処分の理由については次のとおりである。

1 農林水産団体監督レベル指定について

実施機関においては，指導監督の対象となる県内農林水産団体のうち，団体に対する指導監督上措置を講ずる必要がある団体について，その必要性の度合いを定め，今後の指導監督を行う上での目安とすることから，定期検査の結果等をもとに，農林水産団体監督レベル（以下「監督レベル」という。）の指定及びその解除等を行っている。

「監督レベル」の指定は，県農林水産部が，団体指導監督の体制強化策として要領等内規で定めたものであり，法令に基づくものではない。検査部署と指導部署が，共通認識のもとで連携して監督を行うためのものであり，団体の自主的改善を図る目的で指定するものでもないことから，指定団体には知らせておらず，また，外部に公表しないことを前提に制度設計したものであるため，公表していない。

「監督レベル」の指定の状況が外部に公表された場合，県が監督レベル指定を行ったということにより，当該団体の社会的評価や信用を失墜させ，場合によっては信用不安が発生し，団体の存続にまで影響を及ぼす可能性を含んでいる。

2 本件処分について

本件処分は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該公開請求を拒否する条例第11条による公開請求拒否決定処分である。

3 条例第11条の該当性について

本件請求は、監督レベル指定された土地改良区という条例第8条第2号に該当する非公開情報を名指しした探索的な請求である。土地改良区が指定されているか否かについて公表していないことから、本件対象公文書の存否を回答するだけで非公開情報の保護法益を侵害することとなると判断し、本件請求に対して、文書の存在を前提とした非公開決定ではなく、存否応答拒否を行った。

4 条例第8条第2号の該当性について

監督レベル指定に関する情報は、業務執行体制や団体の運営上の支障等が現実の課題として存在していることを直接的に示す情報であって、特定の団体について、監督レベル指定を受けているという事実が公にされることとなれば、当該団体に対する社会的な信用や評価が低下する蓋然性があり、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることから条例第8条第2号に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 条例第11条等について

(1) 条例第11条（存否応答拒否）について

本条の趣旨は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が条例第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が条例第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって条例第8条各号の非公開情報の保護法益を侵害することになる場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

(2) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を

営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

以下、本件対象公文書の各条該当性を検証する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第2号の該当性について

監督レベル指定については、県農林水産部が団体指導監督の体制強化策として、要領等内規で定めたものであり、法令に基づくものではない。

また、団体の自主的改善を図る目的で指定するものでもないことから、指定団体に対してこれを告知しているものではなく、外部にも公表していない。

監督レベル指定されたという事実が公になると、例えば、レベル1では、業務執行の体制に問題があること等、レベル2では、団体運営に重大な支障が生じるおそれがある問題があること等、レベル3では、継続経営に支障を来す重大な問題があること等、団体の運営に関する情報が明らかになるため、当該土地改良区の社会的評価に影響を与え、今後の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、上記「1(2)」のとおり、一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

したがって、当審査会は、特定の土地改良区が監督レベル指定されているという情報を公開することは、当該土地改良区が行う土地改良事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号本文に該当し、同号ただし書きに該当しないと解するものである。

(2) 条例第11条の該当性について

一般に、何人においても、県内土地改良区の検査書、団体指導に係る県職員の出張命令書、復命書等につき、様々な情報公開請求を行うことにより、指導団体の場所、指導日時、県の機関名、職員名等の情報を取得し、本件請求に係る存否情報と

の照合を行うことにより、上記「(1)」の監督レベル指定された土地改良区という非公開情報が推定されるおそれがないとは限らないものである。

つまり、本件対象公文書が存在しているか否かを答えることは、特定土地改良区が監督レベル指定されたということを明らかにする結果を生じさせるおそれがあるものであると認められる。

以上のことから、当審査会は、本件対象公文書につき、その存否を答えるだけで公開することとなる情報は、上記(1)のとおり、条例第8条第2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した実施機関の本決定は、妥当であるものと判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 3月23日	諮問
4月22日	実施機関からの理由説明書を受理
5月24日	異議申立人からの意見書を受理
6月24日	審議（第79回審査会）
7月29日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第80回審査会）
9月 8日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第81回審査会）
10月14日	審議（第82回審査会）

11月22日	審議（第83回審査会）
12月16日	審議（第84回審査会）